

**交通事故でご来院の患者様へ  
(診療費精算についてのご案内)**

・交通事故で受傷された場合の診療費の精算はおおよそ以下になります。

1. お相手方の任意保険会社で診療費一括払い  
※診療費一括払いをご希望される場合には、当院と保険会社の間で、個人情報取り扱い等の同意の確認が出来るまで患者様、もしくはお相手方の立替払いが必要です。  
※他保険併用の場合は除きます。
2. 強制保険(自賠責保険 上限額 120 万円)を使用  
※強制保険を使用される場合には患者様、もしくはお相手方での立替払いが必要です。
3. 任意保険・強制保険を使用せずに自費で精算
4. 他保険を使用(労災保険・健康保険)  
※労災保険は通勤災害・労働災害に該当する場合です。該当の場合には労働災害のご案内用紙をお渡し致します。  
※健康保険を使用される場合には、保険証の発行元に第三者行為届(使用許可の届出)が必要となります。  
一部負担金等は患者様のご負担となります。(当院より保険会社への直接請求は行っておりません。)

お手数ですが、相手方とご相談の上、下記までご連絡をお願い致します。

※すでに相手方の保険会社から連絡を受けている場合には、その旨ご連絡をお願い致します。

※立替払いの返金につきましては、当院より患者様へご連絡致します。返金の際は、領収書が必要となりますので、紛失がないようお手元に大切に保管して下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(恐れ入りますが、お問い合わせは下記の受付時間内をお願い致します。)

受付時間:月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで  
土曜日 午前 8 時 30 分～午後 12 時まで  
(日曜日、祝祭日は休診日となります)

医療法人社団 鼎会 三和病院 TEL047-712-0202